

別記第4号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

請負者

〇〇株式会社

江東区契約担当者

工事成績評定通知書

貴社が施工した工事について、江東区工事成績評定要綱第10条に基づき、別紙のとおり成績評定結果を通知します。

別紙評定結果に疑義のある場合は、下記の成績評定の結果についての問い合わせ先に対し説明を求めることができます。また、その説明に不服がある場合は、江東区工事成績評定要綱第12条に基づき、下記の苦情申立てについての問い合わせ先に対して、この通知を受けた日の翌日から起算して30日以内(期間の末日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。)に書面により苦情申立てを行うことが出来ます。

苦情申立てに対する説明は、書面により回答します。

成績評定の結果についての問い合わせ先

苦情申立てについての問い合わせ先及び送付先

工事成績評定結果

工 事 件 名	〇〇〇工事
工 期	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
請 負 者	〇〇株式会社
成 績 評 定	69.6点

評定等級

評 定	優良	良好	普通	やや不良	不良
評 定 点	100～80	79～70	69～60	59～50	49～

項目別評定点表

工事件名	〇〇〇工事
契約番号	江総経契第〇-〇〇〇〇〇〇〇-〇〇号

評 定 項 目 ・ 細 目			評 定 点 / 満 点	
1 基本的な技術力と成果の評価	施 工 体 制	施 工 体 制 全 般	3. 9	/ 5点
		配 置 技 術 者	3. 9	/ 5点
		対 外 調 整	3. 9	/ 5点
	現 場 管 理	安 全 衛 生 管 理	7. 0	/ 10点
		工 程 管 理	7. 8	/ 10点
	施 工 管 理	施 工 管 理	1 1. 3	/ 15点
		品 質 管 理	1 0. 3	/ 15点
		出 来 栄 え	2 1. 5	/ 30点
	2 技 術 力 の 発 揮			—
3 創 意 工 夫 と 熱 意			—	/ 2点
4 社 会 的 貢 献			—	/ 1点
5 法 令 遵 守 等			—	
総 評 定 点			6 9. 6	/ 100点

通常の評定は、「1基本的な技術力と成果の評価」で評定しますので、「2技術力の発揮」、「3創意工夫と熱意」及び「4社会的貢献」については、評定しないことがあります。